

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第24号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

NHKかながわ西営業センターから本人あてに送付した平成20年12月から平成23年9月分のNHK放送受信料払込用紙（以下、払込用紙）が、本人からNHK横浜放送局長に返却された件に関して、本人より、「① 局長の処理内容、② NHKとしての処理内容、処理日、③ 今後の対応とその時期、④ 払込用紙の行方」について開示の求めがあった。

NHKは、②は開示したが、①及び④は文書が存在しないため開示することができないとした。また、③は保有個人情報ではないため、NHK個人情報保護規程第18条1項2号の個人情報の求めの対象ではないとした。

これに対して、本人から①及び④について再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHK放送受信契約者の個人情報は個人情報データベース等において管理しているが、この中には①及び④に係る保有個人データはいずれも存在しない。すなわち、再検討の求めの保有個人データは存在しない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの保有個人データはいずれも存在しないと認められ、NHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成26年11月7日（第204回審議委員会）個人情報第24号諮問、審議

11月17日（第205回審議委員会）審議、答申